（様式第４号）

契　　約　　書

売主　粕屋南部消防組合（以下「売払人」という。）と買主〇〇〇〇（以下「買受人」という。）は、売払人が所有する物件の売払いについて次の条項により契約を締結する。

（売買物件及び売買代金）

第１条　売払者は、次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を金＿＿＿＿＿＿円をもって買受者に売り渡し、買受者はこれを買い受ける。

（１）　物 件 名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（２）　車　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（３）　車体番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（４）　排 気 量　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿リットル

（５）　数　　量　＿＿＿＿台

（契約保証金）

第２条　本契約の入札に係る買受人の入札保証金　　円は、その全額を本契約の履行に係る契約保証金に充てる。

２　買受人が売払代金を納付期限までに支払わない場合、契約保証金は売払人に帰属し、買受人はその返還を売払人に求めることができない。

（売払代金）

第３条　売払代金は金　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）

２　買受人の支払義務としての売払代金は、前項の売払代金から本契約の履行に係る契約保証金　　円を控除した金　　円とする。

（支払）

第４条　支払の際に必要な手数料等は買受人の負担とする。

（所有権の移転及び引渡し）

第５条　売払物件の所有権は、買受人が売払代金を完納したときに売払人から買受人に移転する。

２　前項の規定にかかわらず、売払人が売払物件に対し、売払人の費用負担において消防装備品等の取り外し及び一時抹消登録等の手続きを必要とする場合、当該作業が完了するときまで売払物件の所有権は、なお、売払人に保留される。

３　売払物件は、前２項の規定によりその所有権が移転したときに現状のまま、買受人に対し、引渡しがあったものとする。

（運搬及び再度登録手続）

第６条　売払物件の運搬及び再登録手続は買受人が行い、当該運搬及び再度登録手続きに必要な費用は買受人が負担するものとする。

２　売払物件を買受人が運搬する日時は、別途売払人、買受人協議して定めるものとするが、前条第３項の引渡し後、３０日以内に行うことを原則とする。また、物件引渡し日時については、別途売払人が指定する書類にて報告しなければならない。

３　前項の規定により協議して定められた日時までに、買受人が売払物件を運搬することができなかった場合、売払人が売払物件を処分しても買受人は、異議を述べることができない。

４　前項の場合において、売払人が売払物件を処分したことにより売払人に利益が存するとき、当該利益の限度において当該利益は、買受人に帰属する。
５　第３項の場合において、買受人は、売払人に対して売払代金の返納を求めることができない。

（危険負担）

第７条　買受人が契約締結から売却物件引き渡しまでにおいて、盗難、地震、火災、風水害その他売払人、買受人いずれの責にも帰さない事由により売払物件に生じた滅失、毀損その他一切の危険は、買受人が負担する。

（契約不適合）

第８条　買受人は、本契約締結後、売払物件に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、売払代金の減額若しくは損害賠償の請求又は本契約の解除をすることができない。

（契約の費用）

第９条　本契約に要する費用は、買受人が負担する。

（疑義の決定）

第１０条　本契約に関して疑義のあるときは、法令に定めるところによるほか、売払人、買受人協議のうえ決定するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その１通を保管するものとする。

年　　月　　日

売払人　住　　所　福岡県糟屋郡志免町大字田富 170
　　氏　　名　粕屋南部消防組合
　　組 合 長　　印

買受人　住　　所
　　商号又は名称
　　氏　　名　　印鑑証明印